

平成28年第5回太子町議会定例会（第464回町議会）会議録（第1日）

平成28年9月1日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 議席の変更及び指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 承認第3号 功労者等の承認について
- 11 議案第40号 平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)
- 12 議案第41号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第42号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第43号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 15 議案第44号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第45号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 17 議案第46号 姫路市の道路認定に関する承諾について
- 18 議案第47号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 19 議案第48号 太子町長等倫理条例の制定について
- 20 議案第49号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第50号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第52号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 認定第1号 平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第2号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第3号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第4号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第5号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第6号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第7号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

本日の会議に付した事件

- 1 議席の変更及び指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- 6 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 7 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
 - 8 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 - 9 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 - 10 承認第3号 功労者等の承認について
 - 11 議案第40号 平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)
 - 12 議案第41号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 13 議案第42号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 14 議案第43号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 15 議案第44号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 16 議案第45号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
 - 17 議案第46号 姫路市の道路認定に関する承諾について
 - 18 議案第47号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
 - 19 議案第48号 太子町長等倫理条例の制定について
 - 20 議案第49号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 21 議案第50号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 22 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 23 議案第52号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
 - 24 認定第1号 平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 25 認定第2号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 26 認定第3号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 27 認定第4号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 28 認定第5号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 29 認定第6号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 30 認定第7号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- (認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

会議に出席した議員

1番	吉田正之	2番	長谷川正信
3番	玉田正典	4番	中藪清志
5番	堀卓史	6番	藤澤元之介
7番	首藤佳隆	8番	福井輝昭
9番	森田真一	10番	平田孝義
11番	吉田日出夫	12番	井川芳昭
13番	井村淳子	14番	橋本恭子
15番	中島貞次	16番	清原良典

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	岡田俊彦	書記	森文彰
書記	清水美紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	教育長	寺田寛文
総務部長	堀恭一	生活福祉部長	三輪元昭
経済建設部長	八幡充治	教育次長	木村和義
財政課長	森川勝	監査委員	水野賢司

議長挨拶

○議長（清原良典） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕は幾分しのぎやすくなってまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成28年第5回太子町議会定例会（第464回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

まず、この機会に、去る7月10日に執行されました町長選挙におきまして町民の支持を得られ、めでたく当選されました服部千秋町長に対し、心よりお祝いを申し上げます。さらに、同時に行われました町議会議員補欠選挙におきまして井川芳昭議員及び吉田正之議員がめでたく当選され、本日ここに御参集賜っておりますこと、重ねてお祝いを申し上げます。ともに今後ますますの御活躍を祈念申し上げます。

さて、今期定例会は、条例の制定、補正予算、人事案件を初め、平成27年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算認定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。さらに、会期中には、平成27年度決算審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 平成28年第5回太子町議会定例会（第464回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨明けから続く今夏の猛暑もようやく峠を越えた感がいたしますが、それでもまだまだ暑い日々が続いております。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

去る太子町長選挙におきまして町民の皆様から御支援、御支持を賜り、町政の運営に当たらせていただくことになりました。皆様の御期待や御意見を承り、改めて重責を真摯に受けとめているところであります。つきましては、今後の町政運営に対しまして、議員の皆様方の温かい御指導、御鞭撻を切にお願いする次第であります。

それでは、町長としての所信の一端を述べさせていただきます。

1点目、町長ほかが守るべき倫理条例を制定すること。2点目、中学校卒業段階までこども医療費を無料化すること。これらにつきましては今議会で上程させていただいております。この2つを最初にさせていただくと選挙戦で町民の皆様にお約束させていただきました。

3つ目には、それ以外の施策について、時間をかけてじっくり取り組んでいくと選挙戦で町民の皆様にご訴えさせていただきました。その中には、個性を持った人を大切にすること、用途地域の見直しや土地政策について地元の皆様と協議していくこと、地籍調査をスピードアップさせること、空き家対策を行うこと、散歩途中などに座れるベンチの設置を検討すること、学校間のバ

ランス解消を目指して町民の皆様方と協議すること、大学などと連携して、義務教育段階で大学教員などの授業を取り入れることを検討すること、太子高校を地元の高校として育てること、補助対象とされてこなかった市街化区域内の農業用水路の整備のあり方を検討すること、鹿やカラスなどの対策を拡充させること、高齢者の活躍する環境を整えること、町職員を大切にすること、役場管理職に女性も積極的に登用すること、議会を尊重すること、入札において競争入札を拡大することなどが入っています。これらは、ここにお集まりの議員の先生方と同様ですが、町民の皆様方の御意見を尊重するものであり、4期13年の町議会議員時代にいただいたさまざまな御意見、御要望、町民の皆様の思いを受けとめたもので、私の施策の源となっています。これらについて取り組んでいくことが町長という任にある私の務めであると考えます。

通常、ハードルの高いものは示さないのかもしれませんが、町は町民の皆様とともに発展していくものであり、町民の皆様のご理解なくして満足いく町となり得ません。町民の皆様とともに考え、進んでいきたいとの思いから、高いハードルのものをあえて町民の皆様にお示ししてきました。解決には、かなりの時間と集中力の要るものもあります。今後の町政運営に当たりましては、議員の皆様方の御支援、御協力を心からお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事を初め、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げます。提出いたしました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございませんが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時10分)

○議長(清原良典) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第5回太子町議会定例会(第464回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 議席の変更及び指定

○議長(清原良典) 日程第1、議席の変更及び指定を行います。

今回新たに当選されました井川芳昭議員及び吉田正之議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、議長において議席の変更及び指定を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長(岡田俊彦) 吉田正之議員を議席1番へ、議席1番長谷川正信議員を2番へ、議席2番玉田正典議員を3番へ、井川芳昭議員を12番へ。

以上でございます。

○議長(清原良典) ただいま朗読したとおり、それぞれ議席の変更及び指定をします。

ただいま決定しました議席には、本日よりお着き願います。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(清原良典) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、中藪清志議員、堀卓史議員を指名しま

す。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（清原良典） 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの26日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの26日間に決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（清原良典） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、会議規則第99条第2項の規定によって、議員の辞職許可を報告します。

服部千秋議員から平成28年6月21日を辞職日とする一身上の都合による議員辞職の申し出があり、同月20日付で議員辞職を許可したので御報告します。

次に、平成28年6月21日付で2名の議員の辞職により、総務常任委員会2名、経済建設常任委員会1名、広報広聴常任委員会1名の欠員が生じました。委員会条例第7条第4項ただし書きにより、今回新たに当選された井川芳昭議員を総務常任委員会及び広報広聴常任委員会委員に、吉田正之議員を総務常任委員会及び経済建設常任委員会委員に議長が指名しましたので報告をします。

次に、同辞職により総務常任委員会副委員長に欠員が生じております。副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっており、閉会中に井川芳昭議員が委員会で互選されましたので報告をします。

次に、平成28年第4回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書につきましては、議決後直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等25件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成27年度5月分、平成28年度5月分及び6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日と定例会3日目の会議のみ、山本紀弘総務課長、三木孝秀町民課長、井上仁社会福祉課長、首藤武司管理課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第5 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（清原良典） 日程第5、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。  
広報広聴常任委員会から6月20日、6月27日、7月4日の委員会開催分の所管事務調査報告書  
が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

日程第6 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（清原良典） 日程第6、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを
議題とします。

本件について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明させてい
たいただきます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第
22条第1項の規定により、平成27年度決算について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公
債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

○議長（清原良典） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告につ  
いて**

○議長（清原良典） 日程第7、報告第5号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（寺田寛文） 報告第5号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報  
告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によ  
り、教育委員会の権限に属する事務の執行の状況について点検及び評価を行ったものを報告させ  
ていただくものでございます。

点検及び評価の対象は平成27年度に推進した主な教育諸事業で、学校教育の充実、社会教育の  
充実を基本として、各項目に即した施策、事業ごとに点検、評価を実施いたしました。よろしく  
お願いいたします。

○議長（清原良典） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第8 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（清原良典） 日程第8、同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明
を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の福田敏博氏の任期が本年9月30日付をもって満了す

ることに伴い、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

福田氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見があり、教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期は平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4カ年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（清原良典） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に首藤佳隆議員及び福井輝昭議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（清原良典） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（清原良典） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（清原良典） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

首藤佳隆議員及び福井輝昭議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（清原良典） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票。

投票のうち賛成 14票、反対 1票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

#### 日程第9 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（清原良典） 日程第9、同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、先ほど上程いたしました案件と同様、教育委員会委員の福田幸代氏の任期が本年9月30日付をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

福田氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見があり、教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期については、平成27年4月1日に改正、施行された同法改正附則第4条に「当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう定める」とありますので、平成28年10月1日から平成30年9月30日までの2カ年といたします。

よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（清原良典） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に森田眞一議員及び平田孝義議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（清原良典） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(清原良典) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(清原良典) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

森田眞一議員及び平田孝義議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(清原良典) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票。

投票のうち賛成 15票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第10 承認第3号 功労者等の承認について

○議長(清原良典) 日程第10、承認第3号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 承認第3号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同条例施行規則の規定により功労者の表彰を行いたく、町議会の承認を求めるものです。

本年度は太子町まちづくり審議会に諮問し、答申を得た自治功労賞2名、社会功労賞1名、合計3名の承認を求めます。

なお、功績内容は別添参考資料のとおりですので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(清原良典) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(電子表決システム不具合)

暫時休憩します。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時43分)

○議長(清原良典) 再開します。

これから承認第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の日程第11、議案第40号から日程第30、認定第7号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第40号 平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)

○議長(清原良典) 日程第11、議案第40号平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第40号平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による必要経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,957万円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億85万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び町債の追加と繰入金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費の追加と議会費の減額であります。

また、地方債の補正については、都市計画事業債、社会教育施設整備事業債及び臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長(清原良典) 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、議案第40号平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入予算においては、前年度決算の確定による繰越金の追加と事業執行に伴う国県支出金、普通交付税等を補正するものでございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費、事業執行による必要経費の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

歳出全般にわたる人件費の補正につきましては、人事異動等による給料、職員手当等の増減、市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の負担率の改定等を反映し、総額で1,422万9,000円の減額で、会計間異動を含めた全会計の人件費としましては1,993万5,000円の減額でございます。人件費につきましては、以後個々の節での御説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、19ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費につきましては、ふるさと応援寄付金が1億円増の2億円に達する見込みとなり、節8報償費に返礼品代として4,000万円を追加し、節13委託料にインターネットシステム利用及び収納代行等に係るふるさと応援寄付業務委託料1,394万2,000円を追加しております。

目7電子計算機費、節13委託料の89万1,000円の追加につきましては、来年7月からの番号制度に伴う他機関との情報連携のための統合宛名システムの構築委託料でございます。

目13基金費、節25積立金につきましては、地方財政法第7条第1項に基づく前年度決算による実質収支の2分の1以上の積み立てとして財政調整基金積立金に1億61万1,000円を積み立て、またふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄付金1億円を基金に積み立てるものでございます。

21ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料、住基システム改修委託料54万円の追加につきましては、番号法における情報連携に向けた総合運用テスト実施のための委託料でございます。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、委託金の交付決定による追加でございます。

23ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節11需用費、消耗品費86万4,000円及び節18備品購入費、パソコン購入費23万円の追加につきましては、県の提案型ふるさとづくり協働事業に採択された安心見守りキーホルダー登録事業の実施のため、高齢者の方に携帯いただくキーホルダーの配備と、登録情報の管理用パソコンを購入するものでございます。全額県の補助事業でございます。節19負担金・補助及び交付金、介護ロボット等導入支援特別事業費補助金185万4,000円につきましては、各事業所の介護従事者の負担軽減のため、介護ロボットを導入する事業所につき、92万7,000円を限度として当該経費を補助するもので、これにつきましても全額国の補助事業でございます。

目4後期高齢者医療費及び目7障害者医療費の追加につきましては、平成27年度の精算でございます。

目10臨時福祉給付金等給付事業費、節13委託料79万円の追加につきましては、遺族年金受給者等への支給事務に係るシステム改修内容が確定し、不足額を追加するものでございます。

25ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金・補助及び交付金、保育所等整備交付金1億717万5,000円及び認定こども園施設整備交付金675万4,000円の追加につきましては、第2二葉保育園（仮称）及び安養保育園に係る事業費の確定に伴う交付決定によるものでございます。児童福祉施設整備事業補助金30万円につきましては、各種事業補助金交付規則に基づく広坂自治会の遊具新設に係る補助金でございます。

目6乳幼児等医療費につきましては、議案第50号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について詳細は詳しく御説明いたしますが、平成29年4月から中学3年生以下の医療費の無料化と所得制限の撤廃を予定しており、その変更に係る事務費等を追加するものでございます。節11需用費、印刷製本費12万5,000円につきましては、受給者証等の印刷経費でございます。節12役務費、通信運搬費28万2,000円につきましては、受給者証の個人への郵送料でございます。節13委託料、印刷業務委託料30万3,000円につきましては、受給者証へのデータ打ち出しの費用でございます。福祉医療システム改修委託料345万6,000円につきましては、対象範囲の変更に伴うシステムの改修経費でございます。

目7児童館運営費、節19負担金・補助及び交付金、地域組織活動育成費補助金につきましては、交付決定による減額でございます。

27ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料60万5,000円につきましては、予防接種事業の番号制度対応のための健康管理システムを改修するものでございます。

目2予防費につきましては、B型肝炎ワクチン予防接種が本年10月より定期予防接種となるため、所要経費を補正するもので、節11需用費、消耗品費に問診票用紙代2,000円、節12役務費、通信運搬費に問診票の郵送料1万円、節13委託料にB型肝炎ワクチン予防接種委託料40万3,000円を追加しております。

目4環境衛生費、節13委託料、鳥害対策委託料132万9,000円につきましては、東保交差点を中心とする半径250メートル圏内に大量のカラスが発生しており、極めて不衛生な状態を解消するため、11月から1月にかけてタカを放ち、カラスを追い払うものでございます。

29ページをお願いします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節19負担金・補助及び交付金、商工会特別事業費補助金5万円の追加につきましては、太子町商工会が9月25日に主催いたします恋活カフェへの補助金で、まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口減対策として支援するものでございます。

目3消費者行政対策費につきましては、県の交付決定に基づき、節8報償費に食の安全安心講習会の講師謝礼3万円、節11需用費、消耗品費に啓発用ボールペン及び消費者啓発キャンペーンバッグ代として75万3,000円を追加しております。

31ページをお願いします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節7賃金、臨時事務員賃金62万2,000円の追加につきましては、都市計画法に基づく開発等の電子データ化のため、現在1名の臨時職員を雇用しておりますが、情報量が想定以上に多いため、10月からも継続して雇用するための追加でございます。

目6都市再生整備事業費でございますが、斑鳩地区のまちづくり整備方針の計画策定を行うため、節11需用費に事務消耗品22万円及びリーフレットの印刷製本費20万円、節12役務費に通知等の郵送料3万円、節13委託料に計画策定業務委託料60万円、節14使用料及び賃借料に先進地視察のための自動車借料10万円を追加しております。節15工事請負費につきましては、斑鳩地区14カ

所に案内板の設置工事費700万円を追加し、また中央公民館解体・跡地整備工事費に騒音対策の追加、非飛散アスベストの分別解体等の必要性が生じたため500万円を追加しております。

33ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節12役務費、通信運搬費177万8,000円の追加につきましては、吹鳴サイレンのNTT回線使用料を追加するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節7賃金、適応教室指導員賃金157万5,000円につきましては、不登校等による入級生の増加により、個々の課題に対応するため追加するもので、県の不登校児童生徒支援モデル事業に採択されており、全額県の補助事業でございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料227万7,000円の追加につきましては、太田小学校の非常階段と渡り廊下の老朽化による修繕、石海小学校の高圧開閉機と給食配膳室入り口の雨漏り修繕に要する経費でございます。

35ページをお願いします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節7賃金、嘱託教諭賃金377万8,000円の追加につきましては、職員の退職等による嘱託教諭の採用によるものでございます。

項5社会教育費、目5文化財保護費、節15工事請負費、指定文化財説明板設置工事費18万円の追加につきましては、県の提案型ふるさとづくり協働事業に採択され、斑鳩寺境内に所在する指定文化財に説明看板を設置するものでございます。全額県の補助事業でございます。

目7会館管理費、節15工事請負費、難視聴地区用中継アンテナ改修工事費35万7,000円につきましては、文化会館建設による近隣22戸への受信障害を解消するための中継アンテナを中央公民館に設置しておりましたが、解体に伴い移設するものでございます。

37ページをお願いします。

目9総合センター費、節12役務費、手数料4万5,000円の追加につきましては、南総合センターの改築に伴うピアノの運搬手数料でございます。節13委託料、改築解体設計委託料230万1,000円の追加につきましては、建物の内装材料に非飛散アスベストの含有の可能性があることから、解体の詳細な調査設計を要することとなったため、追加するものでございます。改築工事監理委託料137万5,000円の追加につきましては、改築工事の着手時期が決定したため、今回追加するものでございます。節15工事請負費、改築工事費6,102万円の追加につきましては、避難所としての機能向上及び地元要望等を盛り込み、再度事業費を精査し、追加するものでございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

11ページをお願いします。

款9地方特例交付金につきましては、交付額の確定により減収補てん特例交付金50万2,000円を追加するものでございます。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の本年度交付額が16億5,676万5,000円と決定したことによるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、歳出で申しあげました統合宛名システム等の改修に係る補助金でございます。

目2民生費国庫補助金につきましても、歳出で説明した民生費各事業に係る補助金でございます。

款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金及び13ページの款15県支出金、項1県負担金、目2移譲事務市町交付金につきましては、交付決定によるものでございます。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金、ふるさとづくり推進費補助金375万円の追加につきましては、民生費の老人福祉費で申し上げました安心見守りキーホルダー登録事業及び教育費、文化財費の斑鳩寺指定文化財説明板に係る補助金でございます。

目2 民生費県補助金につきましては、前年度事業費の精算及び交付決定に伴う補正、目5 商工費県補助金及び目7 教育費県補助金につきましては、歳出で申し上げました事業執行による追加でございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金につきましては、工業統計調査費の委託金の交付決定によるものでございます。

15ページをお願いします。

款17 寄附金、項1 寄附金、目1 総務費寄附金の1億円につきましては、ふるさと応援寄付金の追加でございます。

款18 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1億9,419万1,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整によるものでございます。

款19 繰越金は、平成27年度一般会計決算の実質収支額が2億122万1,341円でしたので、予算との差額を補正するものでございます。

款20 諸収入、項4 雑入、目2 雑入につきましては、派遣職員に係る人件費の増減によるものでございます。

款21 町債、項1 町債、目2 土木債につきましては、都市再生整備事業費の主に斑鳩地区内の案内板設置工事費の追加によるものでございます。

17ページをお願いします。

目4 教育債につきましては、南総合センター改築事業に係る追加でございます。

目5 臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定により発行限度額が決定されましたので、2,447万8,000円を追加するものです。

最後に、6ページをお願いします。

第2表の地方債補正につきましては、町債の補正にあわせまして限度額を変更するものでございます。

以上で一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第41号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（清原良典） 日程第12、議案第41号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第41号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、額の確定通知及び前年度精算による補正等があります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億4,764万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、療養給付費等交付金、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費及び諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第41号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、額の決定通知があった療養給付費等交付金の追加、人事異動等に伴う一般会計繰入金の追加、前年度決算額の確定による繰越金の追加を行う補正であります。

歳出予算においては、人件費の追加、平成27年度の実績精算による償還金の追加を行う補正であります。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動等に伴う人件費補正として31万4,000円追加しております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、平成27年度の実績精算の結果、超過交付であったことが判明した一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金について、超過分を償還するために452万円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4療養給付費等交付金については、平成27年度の実績精算の結果、交付額不足であることが判明した退職被保険者等に係る療養給付費等交付金について、平成28年度において追加交付を受けることから159万3,000円を追加しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、節2職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を追加したことから、同額の31万4,000円を追加しております。また、節4財政安定化支援事業繰入金において、平成28年度普通交付税における算定額の確定により6万6,000円を追加しております。

款10繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金については、当初予算編成時において財源補填のために1億459万9,000円を計上しておりましたが、前年度からの繰越金を追加できたため9,284万1,000円を減額しております。

款11繰越金、項1繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金については、平成27年度療養給付費等交付金に超過交付が生じた場合に備え、28年度に繰り越すための予算科目として1,000円を計上していましたが、実績精算の結果、超過交付が生じなかったため、全額を減額しております。

目2その他繰越金については、平成27年度実質収支額1億2,570万3,895円から当初予算措置額を差し引いた9,570万3,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ483万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,764万6,000円とするものであります。

以上で平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第42号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（清原良典） 日程第13、議案第42号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第42号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正及び前年度精算による補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,405万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億503万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、基金積立金、諸支出金の追加と介護サービス事業費、地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第42号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入では、前年度決算の確定による繰越金及び一般会計繰入金の補正でございます。

歳出では、異動等による人件費及び前年度決算額の確定による基金積立金や償還金等の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、異動等によるものとして、節3職員手当等で22万3,000円の追加、節4共済費で35万2,000円の減額、合わせて12万9,000円減額しております。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、節23償還金利子及び割引料で、平成27年度中に振り込み口座や年金機構への返還が確認できず未済となった過誤納付還付金として163万円を追加しております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、異動等によるものとして、節3職員手当等で1万円の減額、節4共済費で2万2,000円の減額、合わせて3万2,000円減額しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、異動等によるものとして、節2給料で170万4,000円の減額、節3職員手当等で40万4,000円の減額、節4共済費で48万2,000円の減額、節7賃金については、職員が退職したことにより、臨時事務員採用に伴う賃金として52万7,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金で31万9,000円の減額、合わせて238万2,000円減額しております。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成27年度からの繰越金のうち介

護保険料の剰余金を基金に積み立て、平成28年度以降の給付費の財源に充てるため、1,702万8,000円を追加しております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成27年度事業精算の結果、国庫、県費、支払基金への返還金として1,794万円を計上しております。

次に、歳入について説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、平成27年度からの繰越金及び歳出にて計上いたしました人件費等の減額、過誤納付還付金、賃金、償還金を合わせて6,290万4,000円の減額をしております。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、平成27年度からの繰越金として9,695万9,000円を追加しております。

以上で議案第42号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第43号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（清原良典） 日程第14、議案第43号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第43号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と過年度保険料納付金等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,823万円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金において、財源調整により一般会計繰入金22万9,000円を追加し、繰越金において、前年度繰越金28万1,000円を追加しております。

歳出予算につきましては、総務費、一般管理費において、異動等に伴う人件費3万8,000円を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金において、平成28年4月、5月の保険料収納分でありませ過年度分の保険料納付金を47万2,000円追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第44号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（清原良典） 日程第15、議案第44号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第44号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1

号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による必要経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億2,246万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町債、繰越金、財産収入の追加と国庫支出金及び繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、下水道費、公債費及び基金積立金の追加であります。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第44号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費14万1,000円の減額及び目2公共下水道事業費7万8,000円の追加につきましては、異動等による職員手当と共済費の補正でございます。

次に、目4前処理場管理費の終末処理場生污泥搬入施設維持管理業務委託料300万円につきましては、太子前処理場の生污泥を陸上運搬し、終末処理場である揖保川浄化センター内の污泥貯留槽へ投入することに係る費用負担でございます。県下水道課との詳細な協議において、生污泥搬入時の立ち会い、記録、報告、污泥濃度の計測、分析に係る人件費や電気料等について、県下水道課との委託契約が必要となったものでございます。

款2公債費、項1公債費、目1元金3,000円の追加につきましては、平成18年度5月に借り入れた資本費平準化債の10年目の利率見直しに伴い、最終回の償還額を再計算したことで年次割に変更が生じたものでございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金費の下水道事業基金積立金5,016万3,000円につきましては、平成30年度をめどに下水道事業特別会計を公営企業会計に移行するための資金として、前年度繰越金から5,000万円と平成27年度末の基金残高に係る利子16万2,410円を積み立てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入の詳細説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金2,230万円の減額につきましては、JR網干駅西南土地地区画整理事業に伴う下水道管布設工事費及び雨水4号幹線枝線整備工事費に係る社会資本整備総合交付金が国の内示より大幅に減額されたことによるものでございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整により11万3,000円を減額しております。

款6町債、項1町債、目1下水道債につきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴う補填として、公共下水道事業債2,100万円を追加で発行するものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、平成27年度決算に伴う実質収支額の5,435万3,480円でございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金16万3,000円につきましては、平成27年度末の下水道事業基金の残高である1億3,000万円に係る利子でございます。

以上で平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第45号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（清原良典） 日程第16、議案第45号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第45号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費関係の補正を行うものであります。

第2条では、収益的収入の款1事業収益、項2営業外収益を当初予算から2万9,000円減額し、事業収益の総額を5億2,351万2,000円とします。これは総務省が定める一般会計繰り出し基準に基づき、児童手当の増額分12万5,000円と基礎年金拠出金の減額分15万4,000円分に係る他会計補助金を減額することによるものでございます。また、収益的支出では、款1事業費用、項1営業費用において292万5,000円の人件費を減額し、事業費用の総額を5億3,345万1,000円とします。補正予算内訳明細書に掲げておりますが、主に育児休暇を取得した職員に係る給料、手当等、法定福利費を原浄水費において減額したことなどによるものでございます。

次に、第3条は、当初予算第6条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の補正でございますが、人件費の補正額である292万5,000円を減額し、補正後の額を7,010万円としております。

最後に、第4条は、当初予算第7条に定める他会計からの補助金263万5,000円の補正ですが、第2条の収益的収入の補正に伴いまして他会計補助金2万9,000円を減額し、260万6,000円に改めるものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第46号 姫路市の道路認定に関する承諾について

○議長（清原良典） 日程第17、議案第46号姫路市の道路認定に関する承諾についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第46号姫路市の道路認定に関する承諾について説明を申し上げます。

姫路市が姫路市勝原区大谷地内での行政界をまたぐ開発行為により新設された道路が帰属されたことに伴い、太子町の行政区域内部分を姫路市道として道路認定する必要があるため、道路法第8条第3項の規定により、町に対して承諾依頼が提出されております。認定予定箇所を調査した結果、特に支障もありませんので、町として承諾するため、同法第8条第4項の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

認定箇所、延長等の概要につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第46号姫路市の道路認定に関する承諾について詳細説明を申し上げます。

お手持ちの図面で説明させていただきますが、議案書に間違った図面を添付しておりまして、参考資料にない点をおわび申し上げたいと思います。

議案書のほうをお願いいたします。

姫路市が姫路市勝原区大谷地内での行政界をまたぐ開発行為で新設された道路が帰属されたことに伴い、太子町の行政区域内の部分を姫路市道として道路認定を行う必要が生じたため、道路法第8条第3項の規定により、太子町に承諾依頼が提出されております。

町として認定を承諾するためには、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を経なければ承諾することができないため、議会に上程するものでございます。

今回承諾を必要とする部分は、県立太子高校の北に位置し、町道糸井学校線に隣接した水路部分の最大延長1.5メートル、最大幅員13.93メートル、面積18.64平米であり、新設道路の終点箇所となる水路部分に床版をかけ、姫路市勝原350号線に取り次ぐものであります。

太子町といたしましては支障のないものと考えておりまして、よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第47号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（清原良典） 日程第18、議案第47号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第47号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案件は、平成27年度水道事業会計の決算収支において未処分利益4,024万169円が生じたことにより、その全額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第47号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について詳細説明を申し上げます。

説明の参考として、お手数ですが、認定第7号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についての決算書5ページ、平成27年度の損益計算書をごらんいただきたいと思います。

1番から6番の項目、各収益、利益からの費用、損失等をそれぞれ差し引いた結果として、最下行の当年度未処分利益剰余金4,024万169円が生じております。

次に、決算書の6ページ、平成27年度の剰余金計算書をごらんください。

ここには資本金と剰余金の状況をお示ししておりますが、剰余金の未処理分、利益剰余金欄の

とおり、前年度は新会計制度への移行に伴い発生した13億7,542万5,784円の剰余金を資本金へ繰り入れ、資本金の残高を23億7,739万3,028円としました。この剰余金は現金収入を伴わない長期前受金の収益化に起因して生じたものでございますので、処分の方法としては、積立金ではなく、その全額を資本金に繰り入れました。そして、平成27年度の純利益4,024万169円が当該年度の未処分利益剰余金となっております。

次に、その剰余金の処分につきまして、本議案と同じ内容であります決算書の7ページ、平成27年度の剰余金処分計算書をごらんください。

平成27年度の剰余金も同様、長期前受金の収益化により生じたものですので、その金額を資本金に繰り入れ、資本金の額を24億1,763万3,197円とさせていただくものでありまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て、これを行うものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第19 議案第48号 太子町長等倫理条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第19、議案第48号太子町長等倫理条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第48号太子町長等倫理条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、私が選挙公約でお示ししたとおり、町長が町民全体の奉仕者として、また町民から負託を受けた者であることを認識し、町民の疑惑を招くことのないよう、信頼される町政を進めることで、町政の健全な発展に寄与することを目的として、本条例を制定するものでございます。

また、町長に加え、副町長及び教育長も同様の責務を負っていること等に鑑み、本条例の規制対象としております。

この条例の施行期日は公布の日とします。

詳細につきましては総務部長より説明申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、議案第48号太子町長等倫理条例の制定について詳細を説明申し上げます。

まず、第1条において、本条を定める目的、第2条において、町長等の責務について規定しております。

次に、第3条第1項において、倫理基準の遵守事項として、町が行う許可、認可等の処分、その他の行為、また町が行う売買、賃貸、請負、その他の契約等に関し、特定の者に有利または不利な取り扱いをしないこと。政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。常に町民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。町民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある利害関係者との会食等の行為をしないこと。職員の公正な職務執行を妨げ、またその権限もしくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしてはならないことについて規定しております。

第2項においては、倫理基準に違反する事実があると疑惑を持たれたときは、みずから誠実な態度で疑惑解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならないと規定しております。

次に、第4条第1項において、町長等が倫理基準の遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、太子町において選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって必要書類を整備し、その代表者から町長に審査請求ができる旨を規定しており、第2項においては、町長は、審査の請求がなされたときは、直ちに審査請求書及び添付書類等の写しを町長等倫理審査会に提出して、その審査を求めなければならない旨を規定しております。

第5条において、町長等倫理審査会の設置等、また第6条において、当該審査会の審査、第7条において、当該審査会への町長等の協力義務について規定しております。

次に、第8条において、審査会における審査結果の報告書の提出等について、また第9条において、審査会の審査結果の公表等について規定しております。

次に、第10条においては、町長は、審査会から町長等の倫理基準に違反している旨の指摘を受けたときは、これを尊重して、町民の信頼回復を図るための必要と認められる措置を講じなければならない旨を規定しております。

次に、附則においてですけれども、第1項において、条例の施行日を規定しております。

次に、附則第2項において、第4条第1項の審査請求に係る規定については、本条例の施行日以降になされた町長等の行為について適用する経過措置を規定しております。

次に、附則第3項において、第5条第1項に規定する町長等の倫理審査会における委員の報酬等を規定するため、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第49号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第20、議案第49号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第49号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

前町長の任期満了日であります平成28年8月5日をもって選挙公約に伴う20%の給料減額措置が終了することとなりましたが、副町長及び教育長においては平成25年度に開催されました太子町行財政審議会の答申に基づく給料減額措置が継続していること等を考慮し、同審議会にて答申のあった町長の15%の給料減額措置を尊重して、これを実施するものでございます。

改正の内容といたしましては、附則第18項において、町長の給料月額を平成28年10月1日から当分の間、正規の給料月額に100分の85を乗じて得た額とすることを規定しております。

施行日につきましては、平成28年10月1日から施行とします。

以上、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第50号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第21、議案第50号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第50号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、少子化対策、子育て支援の一環として、平成28年7月から小学校就学前までの乳幼児等に係る通院医療費の無料化を実施しているところでありますが、町民の皆様のさらなるニーズの高まりや近隣市町の動向を勘案し、町単独事業として、平成29年4月から中学3年生修了までの乳幼児等及び子供について医療費の完全無料化と所得制限の撤廃を行うため、本条例の関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第50号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、第1条につきましては、中学3年生修了までの医療費完全無料化を実施するに当たり、これまで要綱で定めておりました小学4年生から中学3年生までの子供を対象としたこども医療費助成を本条例にて規定することとし、本条例の目的に子供に係る医療費助成を行う旨を追加しております。

次に、第2条につきましては、第4号及び第6号にこども医療に関する用語の意義を追加しております。

また、同条第5号では、所得制限を撤廃することにより乳児と幼児等を区別する必要がなくなったため、「乳児保護者」と「幼児等保護者」を統一し、「乳幼児等保護者」に改めております。

第3条の改正につきましては、まず第1項にこども医療費に関する規定を追加しております。

また、乳幼児等に対する助成制度を乳幼児等医療費助成制度に一本化するため、同項第2号及び第4号の重度障害者医療及び母子家庭等医療で、小学校就学前までの乳幼児等に係る通院医療費無料化の規定を削除しております。

さらに、同項第3号で、乳幼児等医療において助成する医療費の範囲を被保険者等負担額に改め、同項第4号として、こども医療について助成する医療費の範囲を被保険者等負担額とする規定を追加することで、既に実施している入院医療費の無料化とあわせ、乳幼児等及び子供に係る医療費を完全に無料としております。

続いて、第4条では、第1項第3号の幼児等に係る所得による支給制限の規定を削除し、また子供についても所得による支給制限を規定しないことで乳幼児等及び子供に係る所得制限を撤廃しております。この改正により、幼児等及び子供の助成対象者は約670名増加し、最終的に約5,600名になる見込みであります。

最後に、第6条第1項の支給方法の特例に関する規定、また第7条の損害賠償との調整に関する規定について、こども医療も対象とする規定を追加しております。

なお、本条例改正により助成額は年間約4,060万円増加すると見込んでおり、改正に伴う予算

については、システム改修費等は本定例会で補正予算を提案させていただき、扶助費等については平成29年度当初予算で提案したいと考えております。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明は終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第22、議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、第1条関係として、平成28年3月31日に公布されました子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に基づき、幼児教育の段階的無償化を図るという国施策に準じたひとり親家庭などの要保護世帯等への負担軽減措置の拡大、多子世帯への特例措置の拡大などの改正、学校教育法等の一部を改正する法律の施行による改正及び第2条関係として、平成26年度開催の子ども・子育て会議において答申を受けました段階的に幼稚園保育料を引き上げていくという方針による平成29年度の町立幼稚園保育料を引き上げる改正及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条関係は公布の日とし、平成28年4月1日から適用し、第2条関係は平成29年4月1日とします。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、第1条関係として、平成28年3月31日に公布された子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に基づき、幼児教育の段階的無償化を図るという国施策に準じた低所得者世帯などの要保護世帯等への負担軽減措置の拡大、多子世帯への保育料負担軽減、学校教育法等の一部を改正する法律の施行による文言修正及び第2条関係として、平成26年度開催の子ども・子育て会議で答申を受けました段階的な幼稚園保育料の引き上げ及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による文言修正を行うものです。

まず、第1条関係の改正内容でございますが、用語の定義について定めている第2条に「子ども・子育て支援法施行令」を加えております。

次に、低所得者世帯など要保護世帯等の利用者負担額について、教育標準時間認定については別表第1及び別表第2の備考3において、保育認定については別表第3及び別表第4の備考5において、世帯の市町村民税所得割課税額が7万7,101円未満である場合、第1子を半額、第2子以降を無償とする改正を行っております。

次に、従来、第2子を半額、第3子以降を無償とする特例措置の適用に当たり、教育認定子供

については小学校第3学年まで、保育認定子供については小学校就学前までが軽減判定の算定対象となっておりましたが、今回の改正により、世帯の市町村民税所得割課税額が教育認定子供については7万7,101円未満、保育認定子供については5万7,700円未満である場合、年齢制限を撤廃し、支給認定保護者が監護すべき全ての子供を多子軽減判定を行う際の算定対象としております。

次に、学校教育法の改正により、新たな学校の種類として義務教育学校が規定されたため、別表第1及び別表第2の小学校の学年を想定している部分に当該文言を追加しております。

次に、第2条関係の改正でございますが、町立幼稚園保育料を定めております別表第1中、第3階層月額「6,500円」を「7,000円」に、第4階層月額「7,300円」を「8,200円」に、第5階層月額「8,000円」を「9,500円」に引き上げ、また低所得者などの要保護世帯等の第3階層の第1子の月額を「2,900円」から「3,100円」に引き上げております。これは町立幼稚園保育料と国が定める基準額が著しく乖離しているため、平成28年度から平成31年度にかけて国基準額の半額相当額になるよう段階的に引き上げるという子ども・子育て会議での答申を受けました保育料の引き上げ及び児童福祉法等の一部改正に伴う施設名称等の文言修正を行うものです。

なお、施行日につきましては、第1条関係は公布の日とし、平成28年4月分の利用者負担額から適用、第2条関係は平成29年4月1日とし、平成29年4月分の保育料から適用します。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後1時10分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

### 日程第23 議案第52号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第23、議案第52号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第52号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

現在、太子町学童保育園において、学校創立記念日には休園日としておりますが、保護者からは開園を求める声が多くあり、近隣市町においても多くの学童保育園が開園している状況にあります。

本来、学童保育園は保護者等が就労のために留守家庭となる家庭の児童を保育する施設であることから、第7条に規定する休園日のうち学校創立記念日の文言を削り、開園日として、子育て支援の拡充を行うものであります。

また、今回の改正にあわせまして、必要な文言の修正を行っております。

なお、施行日は平成29年4月1日といたします。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 認定第1号 平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第2号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第3号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第4号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第5号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第6号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第7号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長（清原良典） 日程第24、認定第1号平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、認定第7号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 認定第1号から第7号までの各会計決算の認定について一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額135億4,392万7,922円、歳出総額132億4,591万3,581円、歳入歳出差し引き額は2億9,801万4,341円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源9,679万3,000円を差し引いた実質収支額は2億122万1,341円となっております。

歳入については、予算額139億3,974万9,000円、調定額138億8,411万9,171円に対し、収入済額は135億4,392万7,922円、不納欠損額5,840万6,624円、収入未済額2億8,178万4,625円でございます。

また、歳出については、予算額139億3,974万9,000円に対し、支出済額132億4,591万3,581円、翌年度繰越額5億808万1,000円、不用額1億8,575万4,419円となっております。

続きまして、認定第2号平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額40億693万5,630円に対し、歳出総額38億8,123万1,735円で、歳入歳出差し引き額は1億2,570万3,895円となっております。

歳入については、予算額39億2,988万6,000円、調定額42億9,170万3,828円に対し、収入済額40億693万5,630円、不納欠損額2,823万4,419円、収入未済額2億5,653万3,779円でございます。

また、歳出については、予算額39億2,988万6,000円に対し、支出済額38億8,123万1,735円、不用額4,865万4,265円となっております。

次に、認定第3号平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額21億2,121万3,474円に対し、歳出総額20億2,425万3,415円で、歳

入歳出差し引き額は9,696万59円となっております。

歳入については、予算額21億2,326万3,000円、調定額21億5,428万5,548円に対し、収入済額21億2,121万3,474円、不納欠損額164万7,597円、収入未済額3,142万4,477円でございます。

また、歳出については、予算額21億2,326万3,000円に対し、支出済額20億2,425万3,415円、不用額9,900万9,585円となっております。

次に、認定第4号平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額3億4,212万7,777円に対し、歳出総額3億3,484万6,004円で、歳入歳出差し引き額は728万1,773円となっております。

歳入については、予算額3億3,794万3,000円、調定額3億4,376万4,849円に対し、収入済額3億4,212万7,777円、収入未済額163万7,072円でございます。

また、歳出については、予算額3億3,794万3,000円に対し、支出済額3億3,484万6,004円で、不用額309万6,996円となっております。

次に、認定第5号平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,581万3,082円に対し、歳出総額1,423万4,135円で、歳入歳出差し引き額は157万8,947円となっております。

歳入については、予算額1,508万5,000円、調定額1,589万1,082円に対し、収入済額1,581万3,082円、収入未済額7万8,000円でございます。

また、歳出については、予算額1,508万5,000円に対し、支出済額1,423万4,135円で、不用額は85万865円となっております。

次に、認定第6号平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額19億4,606万6,049円に対し、歳出総額18億7,302万7,641円で、歳入歳出差し引き額は7,303万8,408円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源1,868万5,000円を差し引いた実質収支額は5,435万3,408円となっております。

歳入については、予算額22億4,903万6,000円、調定額19億8,251万4,423円に対し、収入済額19億4,606万6,049円、不納欠損額204万9,993円、収入未済額3,439万8,381円でございます。

また、歳出については、予算額22億4,903万6,000円に対し、支出済額18億7,302万7,641円、翌年度繰越額2億9,110万6,000円、不用額8,490万2,359円となっております。

最後に、認定第7号平成27年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

平成27年度の収益的収支につきましては、事業収益が5億922万9,999円に対し、事業費用が4億6,898万9,830円で、4,024万169円の純利益となっております。

一方、資本的収支は、収入3億1万9,000円に対し、支出4億3,786万223円となっており、収支の不足額1億3,784万1,223円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額698万8,001円と過年度分損益勘定留保資金1億3,085万3,222円で補填しております。

以上、7会計の決算案件についての説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては各所管部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、認定第1号平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算

の認定について詳細を御説明申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する調書に記載してあります事項につきましては、重複説明となる箇所もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

歳出から御説明申し上げます。

全体を通じまして、人件費につきましては15億4,035万1,000円で、前年度比2.8%の増となっております。職員数の増等により給料が1,475万4,000円の増、また勤勉手当支給月数の引き上げにより職員手当等が2,238万円の増、負担率の変更により共済組合負担金が411万4,000円、また退職手当組合負担金が651万7,000円の減、町村議会議員共済会負担金が565万円の増となっております。

それでは、58ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節4共済費3,326万2,080円につきましては、給付費負担率が10.9%の増となり、前年度に比べ565万560円の増となっております。節10交際費5万2,280円につきましては、慶弔費が3件4万5,800円、賛助費が1件6,480円で、前年度に比べ1万9,820円の減となっております。

60ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費141万4,207円につきましては、渉外費34件50万7,554円、慶弔費33件39万4,400円、賛助費39件44万円、その他5件7万2,253円でございます。

68ページをお願いします。

目5財産管理費、節13委託料のうち固定資産台帳整備・公共施設等総合管理計画策定業務委託料702万円及び固定資産地番図データ抽出業務委託料30万2,400円につきましては、総務省より要請されている新公会計への移行準備としての固定資産台帳の整備と総合管理計画を策定するための委託料でございます。

目6企画費、節13委託料739万8,000円につきましては、28年3月に策定いたしました太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン策定に係る委託料でございます。

70ページをお願いします。

目7電子計算機費、節13委託料のうち基幹業務システム構築委託料4,228万7,400円につきましては、主に住民票の写し、戸籍、所得証明書のコンビニ交付サービスシステム構築委託経費でございます。

74ページをお願いいたします。

目9防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金のうち防犯カメラ設置整備費補助金93万8,240円につきましては、県の補助事業に採択された12自治会への随伴で補助したものでございます。

78ページをお願いします。

目15新庁舎建設費、節13委託料2,206万5,156円につきましては、新庁舎への移転に伴う文書及びシステム機器の移転、完成式典及び建設工事監理に係る委託費用でございます。節15工事請負費のうち29億2,546万3,160円につきましては、新庁舎建設工事費で、26年度決算とあわせて、総額33億7,346万3,160円となっております。

80ページをお願いします。

目16新庁舎管理費、節13委託料のうち総合管理委託料2,282万8,176円につきましては、総合案内、警備及び清掃など、庁舎管理に必要な業務の委託費用でございます。

82ページをお願いします。

項2徴税費、目1税務総務費、節13委託料のうち番号制度に伴う税務システム改修委託料507万6,000円につきましては、昨年度から引き続き、番号法に基づく個人番号の付番及び運用開始に対応するための改修費用でございます。

84ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料のうち番号制度に伴う住基システム改修委託料318万2,220円につきましても、先ほど同様の理由によるシステムの改修費用でございます。節19負担金・補助及び交付金のうち通知カード・個人番号カード関連事務交付金953万3,000円につきましては、事務を地方公共団体情報システム機構に委任することによる交付金でございます。

90ページをお願いします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費1,190万6,132円につきましては、主に5年ごとに実施する国勢調査に係る経費でございます。

94ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金2億2,975万6,119円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。内訳としましては、法定分繰り出しとして、保険基盤安定に1億6,076万4,413円、職員給与費等に4,751万1,906円、出産育児一時金に642万6,800円、財政安定化支援事業に835万3,000円で、本年度についても前年度同様、財源補填のための繰り出しは行っておりません。繰出金の総額は、前年度と比較して4,220万6,039円の増となっております。

96ページをお願いします。

目2老人福祉費、節28繰出金3億853万4,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。内訳としましては、保険給付事業に3億226万9,000円、介護サービス事業費に626万5,000円となっており、保険給付事業の内訳としましては、介護給付費に2億890万7,468円、事務費に1,327万8,652円、償還金に62万5,385円等となっております。

目4後期高齢者医療費、節28繰出金7,006万2,563円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。内訳としましては、保険基盤安定として4,971万1,100円、事務費として2,035万1,463円となっております。

106ページをお願いします。

○議長（清原良典） もう少しゆっくりとお願いします。

○総務部長（堀 恭一） はい。目10臨時給付金等給付事業費、節19負担金・補助及び交付金2,416万8,000円につきましては、26年4月からの消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響を配慮して、暫定的、臨時的な給付措置を4,028人に対して実施したものでございます。

112ページをお願いします。

項2児童福祉費、目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金のうち保育所緊急整備事業補助金1億4,177万6,000円につきましては、太子町子ども・子育て支援事業計画に掲げている認定こども園の新設及び移行に係る費用となっており、はおとの森こども園に1億3,590万4,000円、石海保育園に587万2,000円を補助したものでございます。

120ページをお願いします。

目9子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、節19負担金・補助及び交付金1,614万6,000円につきましても、先ほどと同様に、子育て世帯への税負担の影響を緩和する観点から、臨時的な給付措置を5,382人に対し実施したものでございます。

122ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料1億806万107円につきましては、近年の少子化による対象者の減、また働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業としての子宮がん検診、乳がん検診委託についても、クーポン券対象者が減少したため、前年度に比べ1,015万2,038円の減となっております。

126ページをお願いします。

目4環境衛生費、節19負担金・補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金6,863万3,000円につきましては、火葬場運営に係る負担金でございます。内訳としましては、火葬場施設の管理及び運営に係る経費2,831万1,000円、火葬場施設建設に伴う起債の元利償還金に係る経費4,032万2,000円でございます。

128ページをお願いします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金4億2,674万9,000円につきましては、ごみとし尿に係る負担金でございます。昨年度と比較しますと、組合の運営、塵芥処理、収集運搬に係る経費の増により704万4,000円の増額となっております。

130ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節10交際費2万5,512円につきましては、慶弔費1件512円、渉外費3件2万5,000円の支出となっております。

132ページをお願いします。

目3農業振興費、節19負担金・補助及び交付金のうち農地集積促進事業補助金1,661万8,800円につきましては、岩見構下地区における農地集積に向けた補助金でございます。

134ページをお願いします。

目5農地費、節13委託料のうち岩見構下地区ほ場整備調査設計業務委託料1,610万2,800円につきましては、圃場整備に係る調査設計、測量、土壌調査等の委託料でございます。

136ページをお願いします。

節19負担金・補助及び交付金のうち多面的機能支払交付金1,426万9,948円につきましては、農地維持支払交付金事業実施組織としての15自治会、資源向上支払交付金実施組織としての12自治会及び施設の長寿命化事業実施組織としての8自治会に対して交付しております。

目7国土調査費、節13委託料、地籍調査事業委託料902万5,404円につきましては、国土調査法に基づく地籍調査及び事前調査を吉福地区及び塚森地区において実施したものでございます。

140ページをお願いします。

款7商工費、項1商工費、目6地域商品券発行事業費、節19負担金・補助及び交付金、商品券交付金2億3,949万1,000円につきましては、地方創生関連事業として、額面2億4,000万円で発売したプレミアム付商品券の換金額でございます。

146ページをお願いします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目4幹線道路整備事業費、節17公有財産購入費5,786万1,357円及び節22補償・補填及び賠償金2,612万6,000円につきましては、都市計画道路網幹線外道路整備事業に係る用地購入費及び物件補償費でございます。

150ページをお願いします。

項4都市計画費、目4公園事業費、節15工事請負費1億6,067万520円につきましては、総合公園多目的広場外の整備を実施したもので、国庫補助事業分1億5,584万5,880円、単独事業分482万4,640円でございます。

154ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金・補助及び交付金5億4,323万3,635円につきましては、3市2町で構成しております西はりま消防組合への負担金等でございます。

目2非常備消防費、節10交際費2万8,000円につきましては、渉外費2件2万円、その他2件8,000円でございます。

156ページをお願いします。

目3消防施設費、節15工事請負費2,499万1,200円につきましては、消防無線のデジタル化に伴う町内6カ所への吹鳴サイレン改修工事費でございます。

158ページをお願いします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費3万円につきましては、慶弔費6件3万円でございます。

164ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち龍田小学校体育館天井補強工事費1,820万2,320円につきましては、文部科学省が27年度までに完了するよう求めている非構造部材の耐震化として、つり天井を撤去し、落下の危険性のないものを再設置したものでございます。

166ページをお願いします。

同じく龍田小学校特別支援設備工事費434万7,000円につきましては、28年度に入学しました色素性乾皮症の児童受け入れのための施設整備に当たり、紫外線遮断フィルムを設置する工事を実施したものでございます。

目2教育振興費、節14使用料及び賃借料1,284万7,839円につきましては、教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画に基づき、小学校において教育用パソコンの入れかえ、タブレットの導入等を実施したものでございます。

170ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち太子西中学校体育館柔道場等天井補強工事費1,674万円につきましては、文部科学省が27年度までに完了するよう求めている非構造部材の耐震化として、つり天井を撤去し、落下の危険性のないものを再設置したものでございます。

182ページをお願いします。

項5社会教育費、目2公民館費、節13委託料のうち耐震診断補強実施設計委託料208万2,240円につきましては、太田公民館を実施したものでございます。

188ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節19負担金・補助及び交付金のうち町与屋台実行委員会活動助成金220万円につきましては、町与自治会の屋台修理に係る文化財保存整備費等補助金でございます。

192ページをお願いします。

目7会館管理費、節13委託料のうちシステム導入委託料1,608万120円につきましては、体育館、地域交流館、文化会館の施設予約システムと文化会館のチケット販売の電算システム導入に係る委託料でございます。

196ページをお願いします。

目8歴史資料館費、節13委託料のうち収蔵庫燻蒸業務委託料182万5,200円につきましては、国の重要文化財4件を含む多くの資料を収蔵している歴史資料館内の収蔵庫について、害虫、カビ等の被害を予防するためガス燻蒸を実施したものでございます。

198ページをお願いします。

目9総合センター費、節13委託料のうち地質調査委託料92万2,320円及び敷地測量業務委託料105万1,920円につきましては、築後42年以上が経過し、老朽化の激しい南総合センターの改築工事を行うために実施した調査、測量の費用でございます。

204ページをお願いします。

項6保健体育費、目3総合公園管理費、節15工事請負費1,198万2,600円につきましては、陸上競技場の3種公認更新のための改修工事費用でございます。

引き続きまして、歳入を御説明します。

全般といたしまして、町税及び一部の交付金は減少いたしました。地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債などが増加したことにより、全体では約34億5,430万円の増で、前年度比34.2%の増となっております。主に地方消費税交付金、新庁舎建設に伴う基金繰入金や起債などによる増によるものでございます。

それでは、12ページをお願いします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、収入済額が16億2,071万2,126円で、対前年度比2.2%の増となっております。これにつきましては、納税義務者の所得が前年度に比べ増加したことによるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税につきましては、収入済額19億5,567万8,784円で、対前年度比0.4%の減となっております。これにつきましては、27年度は評価がえの年度であり、特に在来家屋の評価額が減価になったことによるものでございます。

26ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費補助金のうち社会保障・税番号システム整備費補助金1,359万9,000円につきましては、システム改修に対する総務省の補助金でございます。内訳としましては、住基システム改修318万2,000円、税務システム改修338万4,000円、統合宛名システム構築144万7,000円、中間サーバー共同利用負担金558万6,000円でございます。同じく個人番号カード交付事業費補助金953万3,000円につきましては、通知カードの送付、個人番号カードの交付を地方公共団体情報システム機構に委任するに当たり、機構に対して町が負担する交付金に対する補助金でございます。

28ページをお願いします。

同じく地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金7,788万4,167円につきましては、地域消費拡大の喚起等を目的とした交付金で、プレミアム付商品券に4,618万2,167円、地方創生先行型事業へ3,170万2,000円を受け入れております。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち臨時福祉給付金等給付事業補助金2,828万9,000円につきましては、低所得者世帯に対する補助金で、全額国の負担となっております。同じく社会保障・税番号システム整備費補助金1,149万6,000円につきましては、社会保障分野のシステム改修に対する厚生労働省の補助金でございます。内訳としましては、国民健康保険システム改修210万6,000円、後期高齢者医療システム改修104万6,000円、介護保険システム改修270万3,000円、健康管理システム改修103万2,000円、障害者福祉システム改修197万9,000円、児童福祉システム改修185万9,000円、国民年金システム改修77万1,000円でございます。節2児童福祉費補助金のうち子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金1,913万7,000円につきましては、子育て世帯に係る補助金で、全額国の負担となっております。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金のうち都市計画道路整備費補助金4,589万4,000円につきましては、網干線外道路整備事業に係る交付金で、補助率は10分の5.5でございます。同じく防災・安全社会資本整備交付金のうち橋梁長寿命化事業費

補助金3,878万1,000円につきましては、長金陸橋修繕工事に係る交付金で、補助率は10分の5.5となっております。

30ページをお願いします。

節2都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金のうち都市公園事業費補助金6,580万円につきましては、補助率2分の1、都市再生整備事業計画事業費補助金7,848万円につきましては、補助率10分の4となっております。

34ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金のうち生活交通バス支援事業費補助金245万円につきましては、民営乗り合いバスの赤字路線に対して経常損益の一部を補助する事業に係る県の補助金でございます。

36ページをお願いします。

目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金のうち保育所緊急整備事業交付金9,451万8,000円につきましては、太子町子ども・子育て支援事業計画に掲げている認定こども園の新設及び移行に係る県補助金でございます。

38ページをお願いします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうちほ場整備調査設計事業補助金1,600万円並びに農用地等集団化事業補助金100万円につきましては、岩見構下地区において計画しております圃場整備事業に関連した補助金で、事業費に対して10分の10の補助であります。節2国土調査費補助金660万円につきましては、吉福及び塚森地区で実施した地籍調査事業費補助金で、事業費に対して10分の7.5の補助でございます。

40ページをお願いします。

項3委託金、目1総務費委託金、節4統計調査費委託金のうち国勢調査費委託金1,159万円につきましては、27年10月1日に実施した国勢調査に係る委託金でございます。

44ページをお願いします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金275万円につきましては、20件16名の方々からのふるさと応援寄付金でございます。

最後に、27年度決算における新庁舎建設に係る財源について御説明申し上げます。

まずは、30ページの国庫補助金、都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業費補助金のうち7,622万6,000円、34ページの県補助金、総務費補助金、ふるさとづくり推進費補助金250万円、44ページの繰入金、財政調整基金繰入金2億円、公共施設建設基金繰入金7億円、56ページの町債、総務債、新庁舎建設事業債14億9,230万円、土木債、都市再生整備計画事業債のうち2億8,070万円、合計としまして27億5,372万6,000円を財源として充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 続きまして、認定第2号平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明をいたします。

22ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。決算額は4,431万934円で、前年度に比べて約120万円増加しております。この主な要因は、社会保障・税番号制度に伴う電算システムの改修経費の増によるものであります。

24ページをお願いいたします。

項2徴税費、目1賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は357万5,172円で、前年度より約7万円増加しております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになって年金を受給されている退職被保険者等以外の方々、一般被保険者に対する医療費の保険者負担分であります。決算額は19億2,574万8,468円で、前年度より約8,360万円増加しております。被保険者数は減少しているものの、調剤に係る費用額が約5,830万円、入院外に係る費用額が約3,390万円増加するなど、全体として受診件数、費用額ともに増加しており、保険者負担額の増加につながったものと考えております。

目2退職被保険者等療養給付費は、先ほど御説明いたしました退職被保険者等に対する医療費の保険者負担分であります。27年度決算額は1億776万1,320円で、前年度より約2,310万円減少しております。この要因は、主に退職被保険者等の減によるものと考えております。

26ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は2億2,997万6,953円で、前年度より件数で517件増加し、決算額も約2,050万円の増となっております。

目2退職被保険者等高額療養費は1,841万1,196円で、前年度より件数で13件の増、決算額で約30万円の増となっております。

28ページをお願いいたします。

款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金につきましては、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保健事業に対し、国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担をするための経費で、4億4,297万4,491円を支出しております。前年度より約770万円の増となっております。

款4前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金と同様に、全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度です。26年度は28万4,772円支出しており、前年度より3万円減少しております。

30ページをお願いいたします。

款6介護納付金は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。本町の第2号被保険者数に単価を乗じて算出した27年度概算額から前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額1億5,747万3,473円を納付しております。前年度からは約2,020万円減少しております。

款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金7,135万9,388円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト1件当たりの80万円を超える医療費に対して交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。拠出金の額は前年度より約1,540万円増加しております。

目2保険財政共同安定化事業拠出金7億8,255万7,214円は、高額医療費拠出金と同様に、全保険者で一定額を拠出し、保険者相互で再保険化を図るもので、こちらは全ての医療費を対象としております。平成26年度までは1件当たり30万円を超える医療費を対象としておりましたが、平成27年度より全ての医療費へと対象が拡大された結果、拠出金も約4億9,340万円という大幅な増となっております。

32ページをお願いいたします。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、平成20年度から

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき全保険者に義務づけられた特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,822万4,967円を支出しております。特定健診では1,750名の方が受診され、そのうち42名に特定保健指導を実施しております。前年度と比較して、受診者は28名増加し、受診率は1.3%増の29.7%となっております。

款9基金積立金は、平成27年度において財政調整基金から生じた利子29万401円を基金に積み立てたものです。平成27年度末の国保財政調整基金残高は1億9,691万44円となっております。

34ページをお願いいたします。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金3,657万3,502円につきましては、平成26年度以前に係る医療給付費の実績報告などの結果、超過交付となった国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の超過分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税の総額は7億2,371万974円で、前年度と比較し、約3,220万円の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均被保険者数では195人減少するとともに、基準総所得金額の減少、保険税軽減額の増加などにより保険税総額も減少したものと考えております。

12ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は5億3,883万8,749円で、前年度比で約2,240万円の増となっております。歳出側で一般被保険者に係る保険給付費が増加した結果、保険給付費の32%を負担する本負担金も増加しております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は1億9,339万6,000円で、前年度より約2,420万円の増となっております。これについても一般被保険者に係る保険給付費の増加が要因と考えられます。

款4療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億1,809万4,000円であります。退職被保険者数の減少により約7,310万円の減となっております。

14ページをお願いいたします。

款5前期高齢者交付金は、全ての65歳から74歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するために交付されるもので、前年度と比較し、約910万円増の9億6,457万6,901円となっております。現年度の概算交付金額は約2,180万円増えていますが、前々年度の精算額が26年度と比べ約1,260万円減少したことにより、全体として910万円の増となっております。

款6県支出金は1億7,722万8,338円で、前年度より約1,000万円の減となっております。この要因は、がん検診の受診率に係る特別調整交付金額の減少によるものであります。

款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。決算額は6,648万6,422円で、前年度より約1,420万円減少しております。

16ページをお願いいたします。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、全てのレセプトを対象とし、各保険者が負担した拠出金を財源として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。決算額は7億6,270万1,660円で、前年度より約4億8,170万円の大幅な増加となっております。この要因は、対象となるレセプトが平成26年度の1件当たり30万円以上から平成27年度は全てのレセプトに拡大されたことによるものであります。

款 8 広域連合支出金211万4,681円は、国民健康保険被保険者の特定健診と同時に実施した後期高齢者医療被保険者に係る健康診査等に対する広域連合からの支出金であります。

款10繰入金の決算額は2億2,975万6,119円で、前年度より約4,220万円増加しております。節 1 保険基盤安定繰入金のうち、保険者支援分において国民健康保険財政に対する国の財政支援措置が拡充された結果、前年度に比べ4,280万円の増加となっております。また、財源補填のための一般会計繰り入れは行わず、いわゆる法定繰り入れのみとなっております。

18ページをお願いいたします。

款11繰越金は、26年度決算の結果生じた実質収支額を27年度に繰り越したものです。このうち 目 1 療養給付費等交付金繰越金1,723万986円は、26年度に超過交付された療養給付費等交付金を返還するための繰越金であります。

目 2 その他繰越金 1 億8,450万6,887円は、療養給付費等交付金の超過交付以外の理由により生じた繰越金で、前年度より約3,050万円増加しております。

35ページをお願いいたします。

27年度決算の総括といたしまして、歳入総額40億693万5,630円に対し、歳出総額は38億8,123万1,735円で、歳入歳出差し引き額 1 億2,570万3,895円を翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第 3 号平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

14ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、介護事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費であります。前年度に比べ約789万4,000円の減となっておりますが、主な要因は職員の異動による人件費の減によるものです。

16ページをお願いいたします。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。

項 3 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の委員報酬等であります。平成27年度は認定審査会を48回開催し、延べ1,176件の審査判定を行いました。

目 2 認定調査費については、認定調査員 5 名分の賃金と主治医意見書作成手数料及び27年度より導入いたしました介護認定審査会支援システム導入に係る委託料であります。主治医意見書作成手数料につきましては、前年度に比べ約69万4,000円の減、調査対象者は1,183人、前年度に比べて約156人減少しておりますが、主な要因は、要介護認定期間が最大 2 年になり、27年度の認定更新対象者が少なかったためでございます。

18ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 介護諸費、目 1 介護サービス費につきましては、要介護と認定された方に対するサービス費であります。前年度より6,235万1,000円、件数で7,853件増加しております。

目 2 予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対する介護予防サービス費であります。前年度より約235万6,000円の減、件数で3,165件増加しております。利用者数が増加したにもかかわらずサービスの費用額が減少している要因といたしましては、平成27年度に改定された診療報酬の減額によるものでございます。

目 3 高額介護サービス費につきましては、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費ですが、前年度より保険者負担分で約1,326万7,000円、件数で1,287件の増加となっております。

目4 特定入所者サービス費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食事及び居住費に係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費ですが、前年度より保険者負担分で約773万9,000円、件数で484件の増加となっております。

目5 審査支払手数料は、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払業務として、延べ3万2,656件分の手数料であります。

20ページをお願いいたします。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費につきましては、要支援者の介護予防ケアプラン作成業務等、介護サービス事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費であります。

22ページをお願いいたします。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費1,588万6,691円につきましては、介護予防事業委託料、総合事業委託料等であります。介護予防事業委託料は、運動教室やいきいき百歳体操の普及啓発事業を太子町社会福祉協議会に委託し、運動教室は延べ1,463人の利用がありました。いきいき百歳体操は、27年度に19グループの立ち上げ支援を行い、合計49グループが活動中であります。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費3,110万9,237円につきましては、地域包括支援センター事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的支援に係る事業費であります。安心見守りコール事業委託料においては、現在119名の登録となっております。また、高齢者等見守りネットワークにつきましては、新たに事業所と協定を締結し、現在53事業所と提携を結んでおります。

24ページをお願いいたします。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費につきましては、5万8,182円を基金に積み立てるものであります。

款9 諸支出金、項1 償還金、目1 償還金62万5,385円につきましては、平成26年度地域支援事業交付金の精算の結果による国庫、県費、支払基金への返還金であります。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせて5億3,556万5,570円であります。前年度と比較し、約9,042万9,000円の増でございます。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サービス事業収入、目1 介護サービス事業収入につきましては、要支援者1、2の者に対する介護予防サービスプラン作成報酬であります。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては3億6,598万8,306円であります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金につきましては830万3,000円であります。

8ページをお願いいたします。

目2 地域支援事業交付金につきましては1,750万2,218円であります。

目3 事務費交付金につきましては191万7,000円で、これは制度改正に伴うシステム改修によるものです。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金につきましては、目1 介護給付費交付金として5億3,818万8,000円、過年度精算追加交付金として639万9,805円、目2 地域支援事業交付金として453万6,000円であります。

款6 県支出金につきましては、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金として2億7,402万

9,000円、過年度精算追加交付金として295万5,339円、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金として874万8,000円、項3 委託金、目1 総務費委託金として、要保護者に係る審査、判定等の費用5,500円であります。

10ページをお願いいたします。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金として、節1 保険給付事業繰入金として3億226万9,000円、節2 介護サービス事業繰入金として626万5,000円を繰り入れております。

款9 繰越金につきましては、前年度繰越金として3,524万6,105円を繰り越しております。

12ページをお願いいたします。

項3 雑入、目1 雑入として、介護保険料等還付未済金、総合事業利用者負担金として163万700円、目2 第三者納付金として2,960円を収入しております。

歳入合計21億2,121万3,474円、歳出合計20億2,425万3,415円、歳入歳出差し引き額9,696万59円となっております。

次に、認定第4号平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、後期高齢者医療の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましては、主に死亡等に伴う過誤納付還付金、また後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や、納付書の印刷製本費や郵送料であります。

12ページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成28年3月分までの現年度分の保険料納付金として2億5,683万5,548円、過年度分の保険料納付金として746万2,223円、兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として821万9,412円、保険基盤安定繰入金納付金として4,971万1,100円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。

続いて、歳入について説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料、節1 現年度分につきましては、特別徴収分として1億7,848万112円、普通徴収分として8,488万9,889円、合計で2億6,337万1円を収納しております。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料につきましては4万5,900円を収納しております。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、事業費繰入金として2,035万1,463円、保険基盤安定繰入金として4,971万1,100円、合計で7,006万2,563円を一般会計より繰り入れております。

款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましては、前年度繰越金として746万8,923円を収納しております。

8ページをお願いいたします。

款5 諸収入、項3 雑入、目1 雑入は、兵庫県後期高齢者医療広域連合より保険料還付金として22万3,152円を受け入れております。また、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険

料の過納分19万9,042円につきましては、還付未済金として雑入に振りかえ、翌年度の過誤納還付金に充当しております。

以上の結果、歳入総額3億4,212万7,777円に対し、歳出総額は3億3,484万6,004円で、歳入歳出差し引き額728万1,773円を翌年度に繰り越しいたします。

以上で後期高齢を終わります。

次に、認定第5号平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、10ページ、歳出をお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費の764万625円でございますが、主に墓所返還還付金としての340万円と一般会計への繰出金としての414万7,000円となります。墓所返還還付金につきましては、申し込み後、墓碑の設置の見込みがなく不要になったなどの理由による返還申請がございましたので、10基分340万円を返還いたしました。

目2墓園管理費の659万3,510円でございますが、主に委託料の除草作業、ごみ処理等による清掃管理委託料、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等による植木維持管理委託料、車止め開閉業務委託料を合わせて639万2,220円となっております。

次に、6ページ、歳入をお願いいたします。

まず、款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料の612万8,000円でございますが、墓園永代使用料として、町内5基、町外2基分となっております。平成27年度末の応募状況は、累計で914基となっております。

項2手数料、目1墓園手数料629万6,250円でございますが、墓園年間管理手数料として916基分となっております。

款4繰越金につきましては、前年度繰越金として321万3,895円となっております。

以上で平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） それでは、平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。

認定第6号平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費、節11需用費の修繕料につきましては、老原地内のマンホールぶたの取りかえ、太田第2マンホールポンプ場の1号水中ポンプの分解修理等行いまして、合わせて299万9,160円を支出しております。前年度比62万7,696円の増となっております。節13委託料の下水道管洗浄等委託料につきましては、下水道管閉塞の予防措置といたしまして定期的な洗浄作業を講じているものでございます。平成27年度につきましては、老原、宮本、塚森、蓮常寺、矢田部、東南、東出、太田の計8地区の延長5,371メートルの定期的な洗浄作業を行い、220万1,040円を支出しております。前年度比38万6,640円の増となっております。同じく委託料のマンホールポンプ点検監視委託料につきましては、町内15カ所に存する下水をくみ上げるマンホールポンプの点検監視業務といたしまして359万2,020円を支出しております。前年度比6万6,300円の減でございます。節15工事請負費につきましては、雨水1・1号幹線のゲート補修工事及び町内の上水道工事跡の舗装本復旧工事等を行いまして、合わせて145万440円を

支出しております。前年度比144万8,100円の減でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、年間の汚水処理水量434万2,620立米に対する負担金といたしまして2億6,208万3,883円を支出しております。前年度比で汚水処理水量は27万8,827立米の増ですが、終末処理場である揖保川浄化センターの年間の収益的支出が減額したことに比例して汚水処理単価が減額したことで341万3,040円の減となっております。揖保川流域下水道建設負担金につきましては、流域の処理場等の建設事業費から国庫補助分及び県負担分を除いた事業費に対して関係3市1町が負担するものでございます。平成27年度の本町の負担割合は、道路内に埋設されている下水道管に係る工事費用については10.41%、揖保川浄化センターに係る施設の増設工事や更新工事に係る費用については13.1%となっており、1,275万2,693円を支出しております。前年度比288万7,776円の減でございます。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金につきましては、下水汚泥広域処理事業に係る承継債務の償還金に対し、関係3市1町が負担するものでございまして、1,016万7,186円を支出しております。前年度比177万3,546円の減でございます。

次に、新規でございますが、目2公共下水道事業費、節13委託料、公共下水道事業計画変更業務委託料につきましては、平成26年度からの繰越事業で、JR網干駅西南土地区画整理事業区域における雨水整備に係る事業区域を拡大したことに伴い、都市計画決定の変更、下水道法の事業変更及び都市計画法の事業認可変更図書の作成を委託したものでございまして、636万1,200円を支出しております。同じく委託料の下水道台帳更新委託料につきましては、下水道法第23条の規定に基づき、年度内に施工された本管の延長や公共枮の設置、撤去等を本町の下水道台帳システムに反映するものでございまして、88万2,360円を支出しております。前年度比40万2,840円の減でございます。節15工事請負費の公共枮設置工事費については、前年度同数の48件の工事を委託し、1,883万2,044円を支出しております。前年度比108万7,644円の増となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金の汚水長松幹線管渠築造工事負担金につきましては、姫路第4-2処理区の汚水流出先である姫路市の長松幹線の築造費の一部を平成36年度まで負担するものでございまして、1,647万2,361円を支出しております。前年度比2万1,741円の減でございます。雨水貯留槽設置補助金につきましては、前年度から家庭用雨水タンク設置者に対し設置費用の一部を助成しているものでございまして、7名に対し16万円を支出しております。前年度比5万2,000円の減でございます。

目4前処理場管理費、節11需用費の消耗品費のうち薬品につきましては、硫化水素対策を講じる上で水素イオン濃度指数を調整するための苛性ソーダを購入しており、142万1,338円を支出しております。前年度比35万7,497円の減でございます。修繕料につきましては、機械修理といたしまして、無停電装置の蓄電池の更新及びオートスクリーンタイマーの修繕に21万6,600円、施設修理といたしまして、ボイラー室のシャッター操作回路の修繕に11万3,400円、合わせて33万円を支出しております。前年度比137万9,856円の減でございます。節13委託料の前処理場運転管理業務委託料につきましては、4,430万1,660円を支出しております。前年度比32万5,500円の増となっております。

新規でございます。地下タンク貯蔵所定期点検委託料につきましては、前処理場に存する地下タンクの貯蔵所が消防法の規定に基づき3年に1回の定期点検が義務づけられているものでございまして、5万9,400円を支出しております。皮革汚水流入管渠洗浄作業委託料につきましては、61万5,600円を支出しており、前年度比44万2,800円の増となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

新規でございます。前処理場生污泥搬送実施設計及び事業認可変更委託料につきましては、平成26年度からの繰越事業で、前処理場から発生する生污泥搬送における污泥調整、引き抜き施設の詳細設計や工事発注に必要な設計図、計算書等の実施設計図書を作成したものでございまして、1,814万4,000円を支出しております。電気設備精密点検委託料につきましては、電気事業法の保安規定に基づき、3年に1度の精密点検が義務づけられているものでございまして、4万円を支出しております。節15工事請負費の流量計更新工事費につきましては、前処理場においてはフロートによる堰式流量計を設置しており、放流量はテレメーターを通して揖保川浄化センターに報告しているところでございます。この流量計について、設置後35年が経過したことで流量計のフロートドラム及び電気設備の老朽化が原因で適正な放流量の送受信ができない状況下になったために、このたび流量計の取りかえ工事を行ったものでございまして、432万円を支出しております。終末処理場生污泥搬入施設整備費につきましては、終末処理場生污泥搬入施設整備工事の前払い金といたしまして2,678万円を支出しております。節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、年間の汚水処理水量3万7,800立米に対する負担金といたしまして542万6,703円を支出しております。前年度比で汚水処理水量が7,204立米の減でございまして、かつ揖保川浄化センターの年間の収益的支出が減額したことと比例しまして汚水処理単価が減額し、167万4,193円の減となっております。揖保川流域下水道建設負担金につきましては、129万9,836円を支出しております。前年度比29万4,342円の減でございます。兵庫西流域下水污泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、138万6,434円を支出しております。前年度比24万1,849円の減でございます。兵庫西流域下水污泥処理委託事業負担金（污泥焼却）につきましては、前処理場から兵庫西スラッジセンターへ搬出した年間の污泥量113.39トンに対する焼却負担金といたしまして510万9,748円を支出しております。前年度比で搬出污泥量が4.38トンの増ですが、同センターの年間の収益的支出が減額したことと比例しまして污泥処理単価が減額したことで4万2,279円の減となっております。

款2公債費、項1公債費、目1元金につきましては、下水道事業分と前処理場事業分と合わせて9億1,152万3,755円を支出しております。前年度比1,991万8,150円の増となっております。

目2利子につきましては、元金と同様、下水道事業分と前処理場事業分と合わせて2億8,321万4,045円を支出しております。前年度比2,005万2,252円の減でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

新規でございます。款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金費につきましては、企業会計へ移行するに当たりまして、資本的収支における不足額の補填のための留保財源を確保するために1億3,000万円を支出しております。

以上で歳出の説明を終わります。

引き続きまして、歳入の説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金、節1下水道費負担金につきましては、猶予取り消しを行った30名より874万7,900円を収入しております。前年度比、人数で6名の減、負担金額で70万900円の減となっております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1下水道使用料につきましては、有収水量329万5,032立米に対し、5億275万3,025円を収入しております。前年度比、水量で2万6,474立米の増、使用料で1,105万971円の増となっております。節2下水道過年度使用料につきましては、723万9,341円を収入しております。前年度比379万6,783円の減でございます。節3前

処理場使用料につきましては、有収水量4万7,113立米に対し、1立米当たり250円として、1,177万8,250円を収入しております。前年度比で、水量で3,629立米の減、使用料金で39万9,830円の減となっております。

項2手数料、目1下水道手数料、節1下水道手数料につきましては、98万円を収入しております。更新の対象となる公認業者並びに責任技術者が少なかったことから、前年度比で156万円の減となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

新規でございます。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金、節1下水道費補助金につきましては、歳出で御説明申し上げました揖保川浄化センター内に生汚泥を搬入するための施設整備費に係る補助金で、1,472万9,000円を収入しております。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金につきましては、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて10億9,146万8,000円となっております。前年度比9,025万9,362円の増となっております。

款6町債、項1町債、目1下水道債、節1下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債を合わせて2億8,180万円の起債を発行しております。前年度比1億2,800万円の増となっております。

以上で平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認定第7号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は、資本的収支に関するものを省いて、消費税抜きで表示しておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のために、税込みで金額を表示しております。

それでは、2ページの第1項収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入の第1款事業収益は、予算額5億3,288万4,000円に対し、決算額5億4,113万8,274円となり、予算額を825万4,274円上回りました。

支出では、第1款事業費用の予算額5億5,067万7,000円に対し、決算額4億9,381万6,333円となり、不用額は5,686万667円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2項資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額7億10万円に対し、決算額3億1万9,000円となりました。予算額との差額4億8万1,000円の主な要因は、経済情勢の変化による投資有価証券での資産運用の抑制に伴いまして、売却による償還受入金が予算を下回ったものでございます。

支出の第1款資本的支出では、平成26年度からの繰越予算1,301万円を含む予算額8億9,197万9,000円に対して決算額4億3,786万223円となり、不用額は4億5,411万8,777円であります。収入でも御説明したとおり、投資有価証券の購入を抑制したことで4億8万1,000円が不用になったことが主な要因でございます。

資本的収入額と資本的支出額との差額1億3,784万1,223円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、5ページの損益計算書をごらんください。

収益的収支を項目別に精算したものでございまして、下から3行目、当年度純利益としまして4,024万169円が生じまして、当年度の未処理分利益剰余金となっております。この未処理分利益

剰余金につきましては、議案第47号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について御説明いたしました。6ページ及び7ページのように、昨年度と同様に、その全額を資本金に繰り入れて処分する提案をさせていただいております。

次に、8ページをお願いします。

キャッシュ・フローの計算書をごらんください。

これは平成27年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数字の年度間変化をもとに資金の増減をあらわしたものでございます。第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは、平成26年度のような有価証券の売却収入による効果がないもの1億8,722万7,448円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは、送水管更新工事の実施により有形固定資産の取得による支出が増加したことなどにより8,735万7,000円が減少、そして第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の償還により4,350万3,215円が減少した結果、資金は5,637万4,226円増加して、期末残高は10億2,690万8,979円となりました。

次に、9ページの貸借対照表をごらんください。

これは年度末現在の財務状況を明らかにするために、資産、負債及び資本の各項目について総括的に表示したものでございます。

まず、資産の部、第1項固定資産の合計は60億4,282万8,212円となっております。次に、第2項の流動資産でございますが、第1号の現金預金は、先ほどキャッシュ・フロー計算書でお示したとおり、資金の期末残高10億2,690万8,979円でございます。このうちの預金残高は7億3,000万円でございます。流動資産の合計は10億6,831万1,352円、固定資産と合わせた資産合計は前年度比5,707万5,515円減の71億1,113万9,564円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

負債の部、第3項の固定負債をごらんください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号には退職給付引当金を計上しておりまして、合計で8億7,993万383円でございます。第4項の流動負債は、まず第1号に翌年度の企業債償還額を示しております。第2号の未払金7,164万1,121円は、年度末時点の営業未払金1,471万3,713円と送水管更新工事費など資本的支出の未払金5,615万608円、未払い消費税77万6,800円がその内訳となっております。第3号の預り金7,372万6,433円は下水道使用料でございます。第4号の引当金と合わせた流動負債の合計は1億9,446万267円となっております。また、第5号の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を引いた25億7,695万2,065円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は36億5,134万2,715円となっております。

次に、11ページの資本の部をごらんください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が23億7,739万3,028円、剰余金が10億8,240万3,821円でありまして、資本合計が34億5,979万6,849円、負債と資本の合計は71億1,113万9,564円でございます。9ページの資産合計と一致しております。

14ページ以降は決算に関する説明でございます。

14ページの事業報告書をごらんください。

まず、第1項の概要では、第1号に総括事項としまして平成27年度の配水量や給水人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況を示しております。15ページの第2号には、議案の議決状況、第4号には職員の状況について記述しております。節水機器の普及であるとか、節水意識の高まりなどから給水収益が減少する反面、水道施設や機器類の更新、送水管、配水管の耐震化が必要となっております。留保財源を確保しつつ、計画的な事業執行に取り組む所存でございます。

す。

次に、20ページの収益費用明細書をごらんください。

(款) 事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 給水収益の節水道使用料3億6,797万5,276円は4万5,952円減と前年度並み、(目) その他の営業収益、(節) 他会計負担金では下水道料金徴収事務負担金の増に伴い前年度比59万8,970円の増、2,199万7,464円となっております。(項) 営業外収益では、21ページの(目) 雑収益、(節) 有価証券売却収益が運用の減少により前年度比2,275万6,000円減の114万1,000円となっております。また、(項) 特別利益668万2,226円につきましては、過年度の消費税精算や引当金の戻入により生じたものでございます。

次に、(款) 事業費用の(項) 営業費用、(目) 原浄水費の(節) 委託料につきましては、水質検査の内容充実や太田配水タンクの清掃を行ったことなどにより、前年度比229万3,000円増の1,505万3,116円となっております。

22ページの……。

○議長(清原良典) 八幡部長、あとどれぐらいかかります。

○経済建設部長(八幡充治) もうすぐ。

○議長(清原良典) もうすぐ言うたら5分ぐらい。

○経済建設部長(八幡充治) いや、5分かかりません。もうあと3分ぐらい。

○議長(清原良典) じゃあ、引き続きお願いします。

○経済建設部長(八幡充治) 済いません。(目) 給水費の23ページ、(節) 委託料におきましては、量水器取替業務の減などに伴い、前年度比161万4,313円減の1,161万1,878円となっております。また、(目) 減価償却費は、前年度比478万6,580円減の2億1,039万9,583円となっております。

24ページの(目) 退職給付費は、会計制度の変更に伴いまして、昨年度のみ必要となった引当金繰入額の負担がなかったことから、前年度比1,844万2,173円減の736万1,970円となっております。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損240万9,928円は、漏水認定や二重納付による水道料金の還付と不納欠損額でございます。

次に、25ページの資本的収入及び支出明細書をごらんください。

(款) 資本的収入の(項) 工事負担金10万円は、先行配水管負担金であります。これは塚森地区の負担金路線における児童デイサービスの新設に伴う収入でございます。

次に、(項) 投資有価証券償還受入金の2億9,991万9,000円は、地方債3件を売却した元本でございます。配当金と売却収益は、20ページ、21ページの(項) 営業外収益に記載しております。

(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 配水施設改良費、(節) 委託料のうち老朽管更新工事補助申請書等作成業務100万9,800円及び老原水源地水源調査費972万円につきましては、平成26年度からの繰越事業の実績であります。なお、(節) 工事請負費6,391万1,160円につきましては、福地地内外送水管更新工事といたしまして、JRの中道跨線橋の西側の軌道下を南北に横断する送水管等を約110メートルにわたり更新し、耐震化を図ったものでございます。

また、(目) 固定資産購入費の(節) 工具、器具及び備品購入費152万3,448円は、災害時対策といたしまして、飲料水用仮設キャンパス水槽4組を購入したものであります。

以上で平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長(清原良典) これで日程第24、認定第1号から日程第30、認定第7号までの提案理由の

説明が終わりました。

あと監査委員さんの審査報告のみですので、もうしばらく頑張ってください。

ここで平成27年度一般会計、特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

水野賢司代表監査委員。

○監査委員（水野賢司） 平成27年度兵庫県太子町一般会計、特別会計につきまして、森田監査委員とともに審査いたしました結果について御報告申し上げます。

審査対象、兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業、下水道事業の5特別会計、附属書類、兵庫県太子町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類。

審査期間、平成28年7月19日から平成28年8月9日まで。

審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。

また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考に実施しております。

審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。

また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見につきましては、以下に述べるとおりでありますので、御確認いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算につきまして、森田監査委員とともに審査しました結果について御報告申し上げます。

審査対象、平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算。

審査期間、平成28年7月19日から平成28年8月9日まで。

審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて、計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見については以下を御確認いただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（清原良典） 代表監査委員から決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月2日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(散会 午後 3 時16分)